

事業者の皆さんへ

注意

お店や事業所・会社から発生したごみは、
排出事業者自らが責任をもって処理する
ことが法律で定められています。

◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条第1項）◆

事業者は、その事業活動に伴い生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

※ 事業者には、営利を目的としない学校・病院・地方公共団体や外郭団体等も含まれます。

【事業系廃棄物の区分】

事業系ごみは、**産業廃棄物**と**事業系一般廃棄物**に分かれます。「正しく分別」

事業系ごみ
(事業活動に伴うごみ)

産業廃棄物

産業廃棄物指定 20 品目のうち、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ガラスくず、陶磁器くずの 6 品目はクリーンパーク北但で受け入れますが、それ以外の産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者などの専門業者に処理を依頼してください。

これも産業廃棄物

家庭ごみと分別が異なります！

プラスチック・ビニール製品は全て産業廃棄物の「**廃プラスチック類**」です。

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。処理については、「**一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託する**」または、「**事業者自らがクリーンパーク北但へ持ち込む**」ようにしてください。

※産廃・事業系一廃とも施設の運転状況により搬入量を制限する場合あり

クリーンパーク北但で処理できる事業系ごみ（事業系一般廃棄物、一部の産業廃棄物）

ごみの種類	品 目
燃やすごみ	<ul style="list-style-type: none">・ 事務所から出る個人情報の記載がある書類等・ リサイクルできない紙類等（汚れた紙、紙皿、紙コップ、割り箸）・ 従業員の飲食により発生する弁当ガラ等（事業活動を伴わない日用消耗品）・ 飲食店、小売店からの生ごみ（残飯、調理残渣）等・ 天然素材の梱包材・緩衝剤（段ボール・厚紙等）、ひも・ロープ等・ 木製のテーブル、机等*（金属、プラスチック部分は受入れできない産業廃棄物）・ 布団…プラスチック製を除く（そのままの大きさで持ち込みできます）・ 建設業等から出る解体木材、本畳、じゅうたん等*（産業廃棄物）・ 食品製造業からの固形状の原料や残渣物（産業廃棄物） <p>※ 板状の場合は 60 cm角、棒状の場合は長さ 1 m、太さ 10 cm以内</p>
燃やさないごみ	<ul style="list-style-type: none">・ 従業員の飲食により発生する飲料用のビン・カン類・ 食器類（ガラス、陶磁器等）

受入れできない

一斗缶、ドラム缶、カセットボンベ、マットレス、乾電池、蛍光灯《金属くず》

事業系ごみの代表例

プラスチック製梱包ラップ、PPバンド、食品トレー《廃プラスチック》

☆☆☆ 事業系ごみと家庭系ごみの分別は異なります ☆☆☆

お問い合わせ先

クリーンパーク北但

0796-21-9110